

死因解明義務

【質問】

入院中の患者が死亡し、遺族から説明を求められたときに死因が不明の場合はどう対応したらよいでしょうか。

【回答】

入院治療を受けていた患者が死亡した場合、担当医師は診療の経過や死亡の経過、原因について遺族に説明する必要があります。これは、診療において不本意な結果が発生した場合に、担当医師はその内容、事情を患者側に説明する義務を負うと考えられるからです。

さらに、死亡の原因が不明の場合、死因が不明である事情を十分説明し遺族の納得を得ることが肝要です。

そして、死因が不明なのですから、解剖によって原因を明らかにしようとするのが医学上はもちろん医事紛争予防の立場からも望ましいといえます。

病理解剖は、遺族の承諾を必要としますが、実際には、医療側が死因解明のために病理解剖をすすめても遺族側で患者の遺体に傷つけるのはしのびないと断るケースも多いので、解剖を必要とする理由をよく説明して承諾を得る努力をすべきでしょう。

死因が不明な場合、遺族が事情を納得せず、後日紛争となるケースも少なくないので、承諾が得られない場合には、医療側として死因を明らかにするため解剖の実施を求めたが、承諾を得られなかったとの事実を記録に残しておくことが、後日紛争になった場合などに医療側の対応が誠実であったことを裏付ける証拠として有効だと考えられます。

逆に、遺族が真剣に死因の解明を希望し解剖を求めているときに、医療側がこれを拒否したような場合は、死因が不明であることに関して医療側に不利な事情として認定されるおそれがあります。

死亡の原因が不明な場合、医師が病理解剖等死因解明に必要な措置をとるあるいは提案をなすべき義務を死因解明義務とよびますが、医療側が患者の遺族に対し死因

解明義務を負うかどうかは、遺族側の死因解明を求める態度によって判断されるものと考えられます。

死因が不明の場合の医療側の対応として、病理解剖等死因解明に必要な措置を提案する義務があるかどうか争点となった裁判例があります。

(1)入院患者の死亡に際し、病理解剖その他の死因解明に必要な措置について提案をしなかった病院に死因解明義務違反の過失があるとして慰藉料（400万円）請求を認容した事例【東京地裁 平9. 2. 25判決】

(2)病院に入院中の患者が死亡した場合、遺族が死因に関する説明に納得しなかったとしても、病院において遺族に対し、病理解剖等を提案すべき信義則上の義務はないとされた事例【東京高裁 平10. 2. 25判決】

(2)は(1)の控訴審判決です。

上記一審判決(1)は、死体解剖保存法の定めと、病院の機能及び役割並びに死者を悼む遺族の感情を考慮すると、「本件のように入院中の患者が死亡した場合において、死因が不明であり、又は病院側が特定した死因と抵触する症状や検査結果があるなど当該死因を疑うべき相当な事情があり、かつ、遺族が死因の解明を望んでいるときは、病院としては、遺族に対し、病理解剖の提案又はその他の死因解明に必要な措置についての提案をして、それらの措置の実施を求めるかどうかを検討する機会を与える信義則上の義務を負っているものというべきである」としたうえ、本件においては、病理解剖を実施していれば、死因を確定することができた可能性が高いことが鑑定等にも指摘されているとして、病院に死因解明義務を怠った過失があると認定したものです。

これに対し、控訴審判決(2)は、患者側の主張する死因解明義務に関して、①死体解剖保存法は、「公衆衛生の向上を図るとともに、医学の教育又は研究に資する」ことを目的として定められた行政法規であるから、同法によって、医療機関と患者の遺族との私法上の法律関係を規律する死因解明・説明義務を導き出すことはできない、②患者と医療機関との間の診療契約は、患者に対し、医療水準に適合して真摯かつ誠実な医療を尽くすべき契約であるから、上記契約の内容として、医療機関が死亡した患者の遺族に対し、死因解明・説明義務を負担していると解することは

できない、③患者の死亡後における遺族に対する医療機関の対応に関する死因解明・説明義務を、いわゆる説明義務から直接導き出すことはできない、④病院の医師は、相応の客観的な根拠に基づいて患者の死因を急性心筋梗塞と判断し、その判断に基づいて、患者の遺族に対して患者の死因に関する説明を行った、などと判断して死因解明義務違反を否定し一審判決を取り消したものです。